電化厨房電力量協定基準

【電化厨房電力量の協定】

当社の電化厨房契約(選択供給条件)の電化厨房電力量は、お客さまの業種に応じ、1月につき次のとおりといたします。

なお、その1月の使用電力量等から電化厨房電力量が不適当と認められる 場合には、すみやかに電化厨房電力量を適正なものに変更していただきま す。

1 電化厨房電力量

次により算定された値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

電化厨房機器の総容量(出力)× 2に定める協定基準稼働時間

2 協定基準稼働時間

(1) お客さまの業種に応じ、次のとおりといたします。

業種	協定基準稼働時間	業種	協定基準稼働時間
飲食店	7 0 時間	スーパー	5 5 時間
病院	40時間	保育所 社員食堂	2 5 時間
学校給食	10時間	旅 館 ホテル	5 0 時間

(2) (1)に定めのない業種の場合は、電化厨房機器の使用実態等にもとづき、お客さまと当社との協議によって、(1)に準じて定めます。

【日割計算】

標準供給条件23 (料金の算定)(1)イ,ロ,ハまたは二の場合の電化厨房電力量は、標準供給条件別表8 (日割計算の基本算式)(1)ロにより算定いたし

ます。

【実 施 期 日】

この電化厨房電力量協定基準は、平成28年4月1日から実施いたします。

